

第四十四回帝國議會
衆議院

埼玉縣下郡界變更ニ關スル法律案委員會會議錄(速記)第二回

會議

大正十年三月十六日午前十時五十五分開議

出席委員左ノ如シ

竹上藤次郎君 中島 守利君 樋口伊之助君

長谷川宗治君 山崎 猛君 神谷 彌平君

矢島 專平君

出席政府委員左ノ如シ

內務省神社局長兼地方局長 塚本清治君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

粕谷 義三君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

埼玉縣下郡界變更ニ關スル法律案

○委員長(竹上藤次郎君) 前回ニ引續キマシテ會議ヲ開キマス、前回ニ於キマシテ殆ド御質問ハ終リシ

タヤウニ存ジマスノデ、本日ハ御約束ノ通り塚本政府委員ノ御辯明ヲ拜聽シタイト思ヒマス

○塚本政府委員 此問題ニ就キマシテハ、前回ニ於キマシテ一應當局ノ意見ヲ申上ゲマシテ、尙ホ此秩

父郡ニ從來持テ居リマシタ營造物ノ農林學校、此費用ノ負擔關係ガ、一應縣立ニ引移リマシタ爲メニ免

レタヤウデアリマスルケレドモ、尙ホ寄附ノ形式ヲ以テ、今後二箇年間殆ド農林學校存立ノ當時ト同ジ

位ナ負擔ガ殘ッテ居ルガ故ニ、此點ヲ懸念スルカラ、未ダ直チニ此二箇村ノ秩父郡カラ脱スルコトヲ認メ

ルニ躊躇スル、尙且郡制問題モアリマスカラ、直チニハ御同意ノ御答ヲ致シ兼ネルト云フコトヲ申上ゲテ

置キマシタガ、其後調査致シマシタ所ニ依リ、且ツ當該二箇村ノ意嚮ヲモ聽取リマシタノデ、即チ此二箇

村ノ負擔ニ屬シテ居ル所ノ寄附金ノ如キ、勿論郡ノ編入ノ如何ニ拘ラズ、即チ入間郡ニ分屬致シマシタ後ニ

於テモ、其寄附ノ義務ヲ盡シタイト云フコトニ承知致シマシタデアリマスカラ、此前三懸念致シマシタ所ノ

點ハ、全然解ケマシタ譯デアリマスカラ、當局ト致シマシテ本案ニ敢テ不同意ハ申シマセヌ、二箇村ノ入

間郡ニ編入替ニナルコトニ對シテ、御同意申上ゲル

次第デアリマス

○樋口伊之助君 過日政府委員ノ意嚮ヲ御尋致シマシタガ、次回ニ其返答スルト云フ御話デゴイザマシテ、只今速ニ其御回答下サイマシタノデ、吾々ハ安心

シマシテ原案ニ贊成致シマスデゴザイマス

○神谷彌平君 此問題ハ單純ナ事デアリマシテ、殊ニ政府ガ御同意下サル以上ニ於テハ、本案ノ必要ハ最早認メラレタモノト思ヒマス、速ニ御決定アラン

コトヲ望ム次第デアリマス

○委員長(竹上藤次郎君) 討論モ無イヤウデゴザイマスデ、本案ハ原案ノ通り確定致シマシテ差支アリマセヌカ

「異議ナシ」ト呼ブ者アリ

○委員長(竹上藤次郎君) 御異議ナイモノト認メマシテ、滿場一致デ本案ハ原案ニ決定サレマシタ、是デ委員會ヲ閉ヂマスデゴザイマス、早速報告致シマス

午前十一時一分散會

大正十年四月十九日印刷

大正十年四月二十日發行

印刷局

印刷者 印刷局